

特別措置の内容（東邦銀行および常陽銀行のお客さま）

1．対象のお客さま

東日本大震災により被災された方（法人・個人）

2．代理払戻の対象預金科目

当座預金、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、定期預金、通知預金、定期積金
定期積金については、東邦銀行だけの取扱となります。

3．本人確認

（1）本人確認資料の提示を受け、確認を行います。

（2）本人確認資料をお持ちでないお客さまは、お客さまの取引銀行が、ご本人さまと電話にて確認を行います。

4．払戻（現金支払）限度額

（1）通帳・証書、届出印章の両方がある場合

預金口座の残高の範囲内で、1口座あたり1日100万円以下（千円単位）

（2）通帳・証書、届出印章がない場合

預金口座の残高の範囲内で、1口座あたり1日10万円以下（千円単位）

5．取扱店舗

全営業店 267か店

（山口銀行：152か店、もみじ銀行：115か店）

以 上